

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鹿児島県知事

## 公表日

令和6年8月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務
②事務の概要	・審議会委員、講師等(以下「委員等」という)に対し、報酬等から源泉徴収を行う。 ・委員等から個人番号の提供を受け、個人番号を記載した法定調書を作成する。 ・法定調書のうち、源泉徴収票と支払調書は委員等本人及び税務署へ提出し、給与支払報告書は委員等が居住する市町村へ交付する。
③システムの名称	なし
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票ファイル, 支払調書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	出納局会計課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 総務部学事法制課 電話番号099-286-2144
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 出納局会計課 電話番号099-286-3765

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	鹿児島県出納局会計課	出納局会計課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	会計課長 福元 洋一	会計課長 岩下 藏久	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I-7 請求先	郵便番号890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県総務部学事法制課(099-286-2144)	郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 総務部学事法制課(099-286-2144)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I-8 連絡先	郵便番号890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県出納局会計課(099-286-3767)	郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 出納局会計課(099-286-3767)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	評価書名	所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務	所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務 基礎項目評価書	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	I-5-②所属長	会計課長 岩下 藏久	会計課長 西川 秀和	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職名	会計課長 西川 秀和	課長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)